

三重県小学生バレーボール連盟規約

【 名 称 】

第1条 本会は、三重県小学生バレーボール連盟と称し、以下「県小連」という。

【 事 務 所 】

第2条 県小連の主たる事務所は、理事長宅に置く。

【 目 的 】

第3条 県小連は、三重県における小学生バレーボール団体の中枢機関となり、バレーボールの普及・発展と青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

【 事 業 】

第4条 県小連は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 三重県内における小学生のバレーボール大会の開催
- (2) バレーボールに関する講習会等の開催
- (3) ホームページの運営（URL <http://www.msva.jp>）
- (4) その他県小連の目的を達成するために必要な事業の開催

【 組 織 】

第5条 県小連は、公益財団法人日本バレーボール協会、日本小学生バレーボール連盟、東海バレーボール連盟、東海小学生バレーボール連盟及び三重県バレーボール協会（以下、この5団体を「上部団体」という）の下部組織とする。

【 構 成 員 】

第6条 県小連は、第3条の趣旨に賛同して加盟した三重県内の小学生バレーボール団体及び総会の承認を受けて加盟した者をもって構成する。

【 県小連関係者の責務 】

第7条 県小連関係者は、上部団体が定める『倫理規程』及び『日本小学生バレーボール連盟加盟団体登録及び個人登録規程』並びに県小連が定める規約及び規則を順守しなければならない。

【 役 員 】

第8条 県小連に次の役員を置く。

会 長	1 名	副 会 長	1 名
理 事 長	1 名	副 理 事 長	1 名
会 計	1 名	総 務 委 員 長	1 名
競 技 委 員 長	1 名	審 判 委 員 長	1 名
指 導 普 及 委 員 長	1 名	支 部 長	支部数

【 選出方法 】

第9条 理事長及び副理事長は、理事の互選を経て、総会において決定する。

- 2 会長、副会長、会計及び各委員長は、理事会で推薦し、総会において決定する。また、本項役員は、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 3 支部長は、各支部で推薦し、総会において決定する。

【 任務分掌 】

第10条 会長は、県小連を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは、その職務を代行する。
- 3 理事長は、県小連の会務を統括する。また、副会長不在のときは、その職務を代行する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長不在のときは、その職務を代行する。
- 5 会計は、県小連の経理を担当する。
- 6 総務委員長は、総務委員会を統括する。また、その任務は、次のとおりとする。
 - (1) 県小連の事務局として各種の案内、連絡、調整及び広報に関すること
 - (2) 公益財団法人日本バレーボール協会加盟団体登録及び個人登録の確認に関すること
 - (3) 会議及び式典に関すること
 - (4) ホームページの運営・管理に関すること
 - (5) その他いずれの委員会にも属さない事項
- 7 競技委員長は、競技委員会を統括する。また、その任務は、次のとおりとする。
 - (1) 大会運営；会場確保→大会要項の作成→抽選会→代表者会議→競技運営→会場閉鎖等
 - (2) 公益財団法人日本バレーボール協会加盟団体登録及び個人登録の確認に関すること
 - (3) 上部団体主催の競技会（以下「上部大会」という）への出場手続きに関する事務
 - (4) 上部大会・県内大会の上部団体及び関係団体への「結果報告」に関する事務
 - (5) 大会記録の保存（保存期間；6年間）及び試合用具の管理に関すること
- 8 審判委員長は、審判委員会を統括する。また、その任務は、次のとおりとする。
 - (1) 大会の審判
 - (2) 審判技術の向上及び審判員の養成並びに競技規則の伝達のため、講習会を開催する。
 - (3) 抽選会及び代表者会議に、競技規則の説明のため、出席する。
 - (4) 理事会において、理事以外の者から委員を推薦することができる。
 - (5) 県小連主催及び主管大会の運営のため、協力者を事前に把握する。
 - (6) 理事長の承諾を得て、大会当日の臨時補助員を委嘱することができる。
- 9 指導普及委員長は、指導普及委員会を統括し、第4条に掲げる講習会等を開催し、バレーボールの普及・振興及び技術向上に務める。
- 10 各委員長の任務は、前述のほか、次のとおりとする。

なお、役員会に欠席の場合は、理事長に報告するとともに、自委員会の委員の中から代理人を出席させなければならない。

 - (1) 理事長の承諾を得て、委員会を開催することができる。
 - (2) 総会・理事会の議決事項、役員会の報告事項及び抽選会、代表者会議の確認・決定事項を必要に応じて自委員会の委員に伝達する。

- 11 支部長は、支部の窓口として、県小連と支部との連絡及び調整に当たる。
- なお、役員会に欠席の場合は、理事長に報告するとともに、自支部の理事の中から代理人を出席させなければならない。また、各支部での任務は、次のとおりとする。
- (1) 自支部の公益財団法人日本バレーボール協会加盟団体登録並びに個人登録の確認に関すること
 - (2) チーム登録料及び試合参加料の徴収に関すること
 - (3) 関係者の個人情報開示の承諾に関すること
 - (4) 関係役員と協議のうえ、会議、講習会、競技会の会場確保及び大会運営のため臨時補助員の確保に努める。
 - (5) 県小連主催及び主管大会の運営のため、総務及び競技関係の協力者を事前に把握する。
 - (6) 県大会参加申込みを取りまとめ、当該参加申込書を持参のうえ、抽選会に出席する。
- なお、欠席の場合は、理事長に報告するとともに、自支部の理事の中から代理人を出席させなければならない。
- (7) 理事会の議決事項、役員会の報告事項・連絡事項を必要に応じて自支部内の理事及び関係団体又は関係チームに伝達する。
- 12 役員は、他の役職を兼務することができる。また、適任者が不在の場合は、欠員とすることができる。

【 顧問及び参与 】

- 第 1 1 条** 県小連に顧問及び参与を若干名置くことができる。
- 2 顧問及び参与は、理事会で推薦し、総会において決定する。
 - 3 顧問及び参与は、役員会に出席して意見を述べるることができる。

【 理 事 】

- 第 1 2 条** 各支部の理事の定数は、規則で定める。
- 2 理事は、各支部において選出し、その内の 1 名を支部長として推薦する。
 - 3 理事は、いずれかの委員会に所属する。ただし、理事長及び副理事長は除く。
 - 4 理事は、所属委員会の運営及び大会運営に積極的に協力しなければならない。

【 監 事 】

- 第 1 3 条** 県小連に監事を 2 名置く。
- 2 監事は、理事会で推薦し、総会において決定する。ただし、理事長が所属する支部及び在住する市・町の者は除く。
 - 3 監事は、県小連の会計を監査し、総会において報告する。

【 任 期 】

- 第 1 4 条** 顧問、参与、役員及び監事の任期は 2 年とする。
- 2 役員及び監事に欠員が生じた場合は、理事会において後任を選出する。ただし、後任の役員及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。

【 会 議 】

第 1 5 条 県小連の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総 会
- (2) 理 事 会
- (3) 役 員 会
- (4) 専門委員会

2 総会は、毎年、第 6 条に掲げる構成員の出席をもって開催する。

3 理事会は、随時、理事の出席をもって開催する。また、必要に応じて第 9 条第 2 項の役員の出席を要請することができる。

4 役員会は、随時、役員の出席をもって開催し、各事業の運営等総会で委任された任務の執行に関するもののほか、理事長が必要と認める事項について審議する。また、必要に応じて顧問、参与及び関係委員の出席を要請することができる。

なお、緊急時等開催が困難な場合は、各役員の持ち回り協議とすることができる。

5 専門委員会は、随時、委員の出席をもって開催し、委員会の任務の執行について審議する。また、必要に応じて関係役員及び関係委員の出席を要請することができる。

6 倫理委員会は、県小連が定める「倫理委員会規程」に基づき運営する。

【 専門委員会 】

第 1 6 条 専門委員会は、次のとおりとし、それぞれに委員長及び委員を置く。

- (1) 総務委員会
- (2) 競技委員会
- (3) 審判委員会
- (4) 指導普及委員会
- (5) 倫理委員会

2 各委員会は、必要に応じて副委員長を置くことができる。

3 各委員は、役員会及び他の委員会に出席して意見を述べることができる。

【 会議の招集 】

第 1 7 条 総会は、会長が招集する。

2 理事会及び役員会は、理事長が招集する。

3 専門委員会は、委員長が招集する。

【 総会及び理事会の議決事項 】

第 1 8 条 総会の議決事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告について
- (2) 決算報告について
- (3) 規約改正について
- (4) 役員等改選について
- (5) 事業計画案について
- (6) 予算案について

- 2 理事会の議決事項は、次のとおりとし、その結果は総会において報告するものとする。
- (1) 総会議案について
 - (2) 規則の改正について
 - (3) 委員の委嘱について
 - (4) その他理事長が必要と認める事項について

【 総会・理事会の成立要件及び議決並びに議長 】

- 第19条** 総会は、県小連の最高議決機関であり、登録団体の2分の1以上の団体代表者若しくはそれに代わる責任者の出席をもって成立し、その議決は、出席団体の過半数の賛成をもって可決とする。ただし、可否同数の場合は、議長がこれを決定する。
- 2 総会の議長は、その総会に出席した者の中から選出する。
- 3 理事会は、2分の1以上の理事の出席をもって成立し、その議決は、出席理事の過半数の賛成をもって可決とする。ただし、可否同数の場合は、理事長がこれを決定する。
- 4 総会及び理事会は、やむを得ず欠席の者は、委任状の提出をもって出席者の数に加えることができる。
- 5 総会及び理事会は、警報の発令、災害等の発生又は発生の可能性により開催が困難な場合は、延期又は中止することができる。また、その後の処置については役員会で審議する。

【 財 務 】

- 第20条** 県小連は、次の収入をもって運営する。
- (1) 登録料
 - (2) 試合参加料
 - (3) 補助金
 - (4) その他の収入

【 事業年度 】

- 第21条** 県小連の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終了する。

【 登 録 】

- 第22条** 県小連に加盟を希望する団体は、毎年、公益財団法人日本バレーボール協会に登録しなければならない。
- 2 前項の登録方法及び登録料並びに各競技会の申込み方法等は、規則で定める。

【 支 部 】

- 第23条** 県小連に支部を置くことができる。
- 2 支部名及び支部の区域は、規則で定める。

【 設立年月日 】

- 第24条** この連盟の設立年月日は、1980年（昭和55年）4月1日とする。

【 規則への委任 】

第 25 条 この規約で定めたもののほか必要な事項は、規則で定める。

【 規約の改正 】

第 26 条 この規約の改正は、総会において、出席団体の 3 分の 2 以上の議決によるものとする。

【 附 則 】

- 1 この規約は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規約は、平成 3 年 4 月 24 日一部改正する。
- 3 この規約は、平成 11 年 4 月 11 日全面改正する。
- 4 この規約は、平成 12 年 4 月 16 日一部改正する。
- 5 この規約は、平成 13 年 4 月 22 日一部改正する。
- 6 この規約は、平成 14 年 4 月 20 日一部改正する。
- 7 この規約は、平成 15 年 4 月 27 日一部改正する。
- 8 この規約は、平成 16 年 4 月 25 日一部改正する。
- 9 この規約は、平成 17 年 4 月 24 日一部改正する。
- 10 この規約は、平成 18 年 4 月 23 日一部改正する。
- 11 この規約は、平成 19 年 4 月 22 日一部改正する。
- 12 この規約は、平成 21 年 4 月 26 日一部改正する。
- 13 この規約は、平成 22 年 4 月 25 日一部改正する。
- 14 この規約は、平成 25 年 4 月 27 日一部改正する。
- 15 この規約は、平成 27 年 4 月 29 日一部改正する。
- 16 この規約は、平成 28 年 4 月 23 日一部改正する。

【 附 則 】

この規約は、平成 28 年 4 月 24 日から施行する。

三重県小学生バレーボール連盟規則

【 県小連盟関係者の責務 】

第1条 規約第7条に規定されている「県小連関係者の責務」の詳細は、次のとおりとする。

(1) チーム（表—1）及び県小連役員の責務

- ① 日本小学生バレーボール連盟（以下「日小連」という）が定める『倫理規程』及び『日本小学生バレーボール連盟加盟団体登録及び個人登録規程』並びに県小連が定める規約及び規則（以下「県小連規約・規則」という）を順守しなければならない。
- ② 競技会、練習、交流大会等において、酒気を帯びて指導してはならない。また、喫煙をするときは、当該施設の使用規定等を順守し、適正な場所において喫煙しなければならない。
- ③ 競技会、練習、交流大会等において、不法な行為、屈辱的な行為及び暴力的な行為があってはならない。
- ④ 第5条に規定する「登録」及びその他の規定に関して、虚偽の申請をしたり、合法的であってもアマチュアスポーツマン精神に反する行為があってはならない。
- ⑤ 全国大会及び東海大会（以下「上部大会」という）の予選会を兼ねた大会においては、途中棄権することはできないものとする。また、上部大会への推薦を受けたチームは、その出場を辞退することなく当該大会を完了する義務を負うものとする。ただし、大会中における怪我等、特別な事情がある場合を除く。
- ⑥ 上部大会に出場したチームは、**大会終了後1週間以内**に別紙『県外大会参加報告書』に当該大会の『大会成績表』を添付して、県小連競技委員長に1部提出しなければならない。
- ⑦ 平素より選手の健康管理には十分留意しなくてはならない。また、大会当日の出発時には、選手の健康状態を再確認するとともに、大会期間中の選手の健康管理には十分留意すること
- ⑧ 第2条に規定する「競技会」の開催期間中及びこれに伴う移動中に生じた事故並びにその他の傷害については、県小連は、一切その責任を負わない。従って、チーム関係者は必ずスポーツ安全保険等に加入すること

(2) 監督、コーチ、マネージャー（以下「ベンチ・スタッフ」という）の責務

- ① 第2条に規定する「競技会」に参加するにあたり、ベンチ・スタッフのうちの1名は、抽選会及び代表者会議に「県小連規約・規則」を持参のうえ出席しなければならない。
- ② 第3条に規定する競技規則(1)～(8)及び当該施設の使用規定等について、チーム全員に周知し、順守させなければならない。
- ③ 日小連登録団体は、日小連が主催又は受理しない二都道府県以上にわたる競技会に参加することはできない。
- ④ 二都道府県以上にわたる競技会を開催する場合は、主催する団体が大会要項を1部添付の上、開催日の**3カ月前**までに『二都道府県以上にわたる競技会開催計画書』**3部**とともに理事長に提出しなければならない。

なお、日小連に送付用の封筒及び切手、日小連から当該チームに返信用の切手を貼った封筒（返信地、宛名を記載したもの）は、当該チームが負担するものとする。

【 競 技 会 】

第2条 県小連が主催する大会は、次のとおりとする。

- (1) 夏季大会（全日本バレーボール小学生大会 三重県大会／兼東海バレーボール連盟↓
- (2) 秋季大会（アサヒグローバルカップ） 小学生大会 三重県予選）
- (3) 新人大会（アサヒグローバルカップ／兼東海小学生バレーボール新人大会 三重県予選）

2 県小連が主管する大会は、次のとおりとする。

- (1) 東海バレーボール連盟小学生大会
- (2) 東海小学生バレーボール新人大会
- (3) 三重県スポーツ少年団バレーボール交流大会（全国スポーツ少年団バレーボール交流大会↓
- (4) みえスポーツフェスティバル・バレーボール競技 小学生の部 三重県予選）

【 競 技 規 則 】

第3条 競技規則の優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 代表者会議における確認・決定事項
- (2) 抽選会における確認・決定事項
- (3) 大会要項
- (4) 県小連規約・規則
- (5) 三重県バレーボール協会制定の規約等一式 （以下「県協会規約」という）
- (6) 日小連制定の規約等一式 （以下「日小連規約」という）
- (7) 公益財団法人日本バレーボール協会制定の競技要項 （以下「JVA競技要項」という）
- (8) 公益財団法人日本バレーボール協会制定のバレーボール6人制競技規則及びその付録 （以下「6人制競技規則」という）

2 ベンチ・スタッフについて

- (1) ベンチ・スタッフは、1名以上3名以内とし、監督は成人とする。
- (2) 監督は、監督制限ラインがある場合は、監督制限ラインを超えて指示を出すことはできない。

監督がコート又はウォームアップエリアに近づく主たる目的は、コート上の競技者に対して、競技に必要な指示を与えるためであることを理解して行動してください。このことは、みだりに監督が立ちあがったりする行為を容認するものではありません。過度に目的から逸脱した行為に対しては、6人制競技規則に定める『不法な行為とその罰則』の規定により処置します。監督を含めベンチ・スタッフが自然発生的に喜びを表す表現として偶発的に立ちあがったりする行為は、許容範囲です。しかし、監督以外のベンチ・スタッフ及び選手が毎回のように立ちあがったり、あるいはベンチから数歩前に出たりする行為は、ルール違反です。また、監督がコート上の競技者等とハイ・タッチをしたり飛んだり跳ねたりする行為や相手を威嚇する行為等もルール違反となります。

- (3) 「開会式、表彰式及び閉会式」は、指定された場所に整列するものとする。ただし、ベンチコート等厚手の防寒着の着用は禁止する。
- (4) 試合中、Tシャツ、短パン、ハーフパンツ、手袋、ネックウォーマー、ベンチコート等厚手の防寒着でのベンチ入りは禁止する。また、シャツはズボンの中に入れる等、身だしなみを整えなければならない。

次の①、②、③に服装の例を示す。（表— 2）

- ① ベンチ・スタッフは、ジャケットを着用するか、チームで統一されたトレーニングウェアを着用しなければならない。
 - ② 監督がジャケットを着用し、コーチ、マネージャーがチームで統一されたウェアを着用してもよい。
 - ③ プレーヤーと異なるトレーニングウェアを着用する場合は、ベンチ・スタッフは、チームで統一されたものを着用する。
- (5) 試合中、左胸部に規定の監督、コーチ、マネージャー章をそれぞれ着けなければならない。
 - (6) 試合中、携帯電話やトランシーバー等の通信機器は、ベンチにおいて使用を禁止する。使用した場合は、6人制競技規則に定める『不法な行為とその罰則』に従い、罰則の対象とする。
 - (7) 試合中、1名以上は、公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導員、同上級指導員、同コーチ及び同上級コーチのいずれか又は公益財団法人日本バレーボール協会（以下「JVA」という）並びに日小連が共催する全国小学生バレーボール指導者講習会（二次講習会以上）の『指導者登録証』等を胸に提げていなくてはならない。
 - (8) 試合終了後、監督は、主審・副審にフェアプレーの精神で、握手を交わす。

3 選手について

- (1) 開会式、表彰式及び閉会式に選手6名以上が上下統一された服装（シューズは除く。）で整列しなければならない。また、ベンチコート等厚手の防寒着の着用は禁止する。
- (2) プロトコール中は、ユニフォームで公式練習をしなくてはならない。
- (3) 各セットの開始にあたり、アタックラインの中央からエンドラインの方向に副審に向かってサービス順に整列する。
- (4) ジャージの裾は、パンツの中に入れなければならない。
- (5) 試合終了後の挨拶は、公式記録用紙に記載された選手全員で行う。

4 ユニフォームは、『6人制競技規則』及び『JVA競技要項』に規定されているもののほか、次のとおりとする。

- (1) ジャージ、パンツ、ソックスは、形状、色及びデザインが、チームで統一されていること。また、袖の無いユニフォームは選手の安全性を考慮し禁止とする。ただし、フレンチスリーブのユニフォームは可とする。
- (2) 掲載が義務付けられているものは、JVAに届け出た正式なチームネーム又はチームニックネーム、ナンバー及びキャプテンマークとし、個人名は入れることを禁止する。
- (3) ナンバーは、主体構造を成す部分の字幅が最小限2cmで、胸部の高さは最小限10cm、背部の高さは最小限15cmとし、ジャージの中央に確認できるよう配置する。また、ナンバーは、ジャージと対照的な色と明るさが必要で、識別不可能な色とデザインは避けるものとし、縁取りのみのものは禁止する。
- (4) キャプテンマークは、縦2cm×横8cmで、胸番号の下に確認できるよう配置する。また、ジャージと対照的な色と明るさが必要で、識別不可能な色は避けるものとし、縁取りのみのものは禁止する。

- (5) 前頁4(1)～(4)の条件を満たしている場合は、他にチームロゴ、校章、県名、地域名称などを入れることができる。
- (6) パンツやハーフパンツの下からはみ出るようなスパッツの使用は、個人でも、全員が揃って使用している場合でも禁止する。
- (7) アンダーウェアについても、上記同様、袖などからはみ出してはならない。ただし、首元などやむを得ず見えてしまうものは、チームで統一した色のものを着用すること
- (8) 医療を目的としたサポーターやニーガードについては、規制はないが、腰に帯状に巻くサポーター類は、明らかに色が違う場合は、ユニフォームの下に着用すること

5 試合中のサーバーの誤りについて

- (1) 誤ったサーバーがサービスに向かった時点で、そのサーバーが誤りであることを伝えます。
- (2) 審判団がサーバーの誤りに気付かず、サービス順の誤りが起こった場合は、通常の6人制競技規則どおりの手順に従って訂正し、当該チームの反則となります。

6 審判団（主審・副審・ラインジャッジ・記録）について

審判団として任務に当たるときは、割り当てられた任務に専念するとともに、ジャージ等任務にふさわしい服装で参加すること。（ベンチコート等厚手の防寒着の着用は禁止する。）

7 応援団のマナーについて

- (1) 体育館の使用規定を順守し、隣接コートの試合や周りの人たちの邪魔にならないような応援に心がける。また、ビデオ、湯沸しポット等の使用に際し、借用施設に付属のコンセントは、使用することを禁止する。
- (2) 鳴り物による応援については、次のとおりとする。
 - ① 1コートの場合は、ラリー中以外は使用しても良い。
 - ② 複数のコートの場合は、全てのコートで試合が行われていないときのみ使用しても良い。
 - ③ 会場によって聞こえ方が違うので、会場担当競技委員から出される指示に従う。

なお、ここでのいう鳴り物とは、太鼓、ラッパなどの大音量を発するものを指し、メガホン等を叩く音は含まれない。また、いかなる場合であっても、施設及びその付帯設備を叩きながら応援することは禁止する。

8 『不法な行為とその罰則』に対する取り扱いについて

(1) ベンチ・スタッフ（成人）の場合

- ① 警告の仕方は、主審が、ゲームキャプテンと副審を呼び「ベンチ・スタッフ（成人）に警告を与えます。」と伝える。副審は、当該チームのベンチ・スタッフ（成人）に対し、口頭による警告がなされた旨を伝える。また、不法な行為の程度によっては、1回目であっても警告を与えず、ペナルティー、退場あるいは失格の罰則が適用される場合があります。
- ② 退場となったベンチ・スタッフ（成人）は、そのセットの残りの間、チームベンチ後方のペナルティーエリア内の椅子に座ってなければならない。

なお、地方大会等でペナルティーエリアを設置するスペースがない場合は、記録席近くに椅子を置き、そこに座らせることとする。

(2) 競技参加者（児童）の場合

『不法な行為とその罰則』の適用については、その行為がいずれのチームであっても、ステージ1の前に、両チームに対して、今後の試合を通じて同様な行為を繰り返さないよう教育的指導を行う。

教育的指導の仕方は、主審が、両チームのゲームキャプテンと副審を呼び、指導の対象となった行為の説明を行う。両チームのゲームキャプテンは、自チームの競技者に、また、副審は両チームのベンチ・スタッフ（成人）にその指導内容を伝える。

【 確認事項 】

第4条 「県小連が主催する大会」の要項は、役員会又は理事会において審議し、決定する。また、その概要及び上部大会への推薦については、次のとおりとする。

(男子の部)

(1) 県大会への推薦チーム数の上限に関する事項について

(女子の部)

(1) 県大会への出場は、第8条に規定する「支部」の推薦とする。

(2) 各支部の県大会への推薦チーム数の上限は、次の計算式のとおりとする。また、県大会への推薦チーム数の小数点以下の端数処理については、4捨5入を原則とする。

$$\text{各支部の県大会への推薦チーム数} = \text{当該大会の県小連の受入数} \times \frac{\text{支部の県小連登録数}}{\text{県小連の全登録数}}$$

なお、県大会への推薦チーム数については、役員会又は理事会において、各支部の推薦チーム数を決定した後は、支部の県小連登録チーム数に増減があった場合でも変更しない。

(3) 夏季大会は、前年度新人大会ベスト4のチームの所属する支部を第1～第4シードとする。

(4) 新人大会は、各支部の第1推薦チームを第1～第6シード枠に抽選により配分する。

(男女混合の部)

(1) 県大会への推薦チーム数の上限に関する事項について

2 組合せは、1回戦で同一支部又は同一地域のチーム同士が対戦しないよう配慮する。

3 上部大会への推薦について

(1) 当該大会を通して、チームに対し、役員又は理事から、推薦に関して異議の申し出がなかった場合は、夏季大会→優勝チームは、全国大会に推薦する。

→準優勝チーム及び第3位該当チームは東海大会にそれぞれ推薦する。

(男女混合の部を除く)

新人大会→優勝チーム、準優勝チーム及び第3位該当チームは、東海大会にそれぞれ推薦する。(男女混合の部を除く)

(2) 当該大会を通して、チームに対し、役員又は理事から、推薦に関して異議の申し出があった場合は、直ちに役員会を開催し、協議する。

【 登 録 】

第5条 規約第22条第2項に規定されている「登録方法」等については、次のとおりとする。

(1) 県小連への登録は『日本小学生バレーボール連盟加盟団体登録及び個人登録規程』に従いJVAの登録方法に基づいてパソコン又は携帯電話のみからの登録とする。

なお、登録に関して疑義が生じた場合は、競技委員長と協議する。

① チーム登録 ⇒ 毎年3月16日 午前9時から

* 登録料は、年間・10,000円／1チームとし、登録が承認されたのを確認できたら速やかに支部長に納入しなければならない。また、その内訳は、三重県バレーボール協会6,000円・県小連4,000円とする。

② 個人登録 ⇒ 毎年4月1日 午前9時から

* 登録は、県小連1人1チーム及びヤングクラブバレーボール連盟とする。

* 登録料は、県小連・年間300円／1人とし、ヤングクラブバレーボール連盟については、別に定める。

* 選手がJVAメンバーとして個人登録するには、加入するチームの責任者の承認が必要です。責任者の承認済みを確認後、加入コード（各チームにチーム登録時に発行されます。）を入力して登録してください。

(2) 「県小連が主催する大会」の参加申込み（チーム登録）等について

① 出場を希望するチームは、定められた期日までに当該大会の「参加申込書」を提出しなければならない。また、出場を希望するチームは、支部の推薦を受けなければならない。

なお、夏季大会に出場を希望するチームは、別に配付する『都道府県大会申込書』を再度提出しなければならない。

② 試合参加料は、別に定める。

③ 同一大会におけるベンチ・スタッフについて

ア. ベンチ・スタッフは、第15条第1項に規定する「レベル3」以上の罰則適用中の者は認めない。

イ. ベンチ・スタッフの変更登録は、大会当日1日を通しての変更登録とし、当該大会の「参加申込書」と相違のあるチームは、大会当日の受付時に「ベンチ・スタッフ変更届」に変更するベンチ・スタッフのみ新・旧欄に記載し、競技委員長に提出しなければならない。ただし、第15条第1項に規定する「レベル3」以上の罰則適用中の者は除く。

なお、第15条第3項及び第4項に規定する「罰則」を適用した者のうち、第15条第1項に規定する「レベル3」以上の罰則を適用された場合は、大会当日の受付時刻経過後でもベンチ・スタッフの変更を認める。

《注：イ. は、県小連の内規で他の団体では適用されませんので要注意》

④ 同一大会における選手について

- ア. 地区大会から県大会に至るまで、全てのチーム間において、選手の入替えはできない。
- イ. 地区大会出場のメンバーが12名に満たないチームは、満たない人数だけ同一団体の登録選手の中から補充することができる。ただし、この大会中、他チームから登録し、その後移籍した者及び第15条第1項に規定する「レベル3」以上の罰則適用中の者は、これを認めない。また、補充登録は、当該大会の抽選会までに所属完了を成立させておくこと
- ウ. 上部大会に出場するチームは、それぞれの大会要項を熟読し、順守すること。また、県大会参加申込締切日までに本条の規定に従い登録を済ませているチームであり、かつ、三重県バレーボール協会が推薦したチームであること

【 移 籍 】

第6条 チーム代表者は、自チームの構成員から移籍や退団の申し出があった場合、迅速に対応しなければならない。

- 2 在籍するチームの代表者が登録抹消を承認しない場合は、抹消を申請した日から2カ月を経過したとき、自動的に抹消が承認されたものとする。
- 3 他のチームに移籍した者は、同一年度内には元及び前チームに再登録することはできない。

【 構成員及び年齢基準日 】

第7条 規約第6条に規定されている「三重県内の小学生バレーボール団体」とは、次のとおりとする。

- (1) 団体所在地（活動拠点施設の住所）が第8条に規定する「支部」内であること
- (2) 団体を構成する選手は、第8条に規定する同一支部内に在住している者又は同一支部内の国・公・私立小学校及び各種学校に在籍している者で、4月1日現在12歳未満の小学生とする。
- (3) 監督の年齢基準日は、当該大会当日とする。

【 支部の設置 】

第8条 規約第23条第2項に規定されている「支部名及び支部の区域」は、次のとおりとし、登録団体は、団体所在地（活動拠点施設の住所）の支部に所属しなければならない。

- 2 支部は、原則として市・郡又は中学校区を単位とする。
- 3 隣接する市又は郡は合併することができる。

種 目	支部名	支部の区域（所属する市・郡又は中学校区）
男 子	男 子	三重県全域
女 子	北 勢	四日市市・桑名市・いなべ市・桑名郡・員弁郡・三重郡
	鈴 鹿	鈴鹿市
	伊 賀	伊賀市・名張市
	津	津市・亀山市
	松 阪	松阪市・多気郡・度会郡大紀町及び度会町
	南 勢	伊勢市・鳥羽市・志摩市・度会郡（大紀町及び度会町を除く。）
男女混合		三重県全域

【 役員等の上部団体への派遣 】

第9条 三重県バレーボール協会の常任理事として理事長を、理事として理事長が委嘱した者を派遣する。また、同協会の各専門委員会に県小連の各委員長をそれぞれ派遣する。

- 2 東海小学生バレーボール連盟の役員として会長及び理事長を、理事として理事長が委嘱した者を派遣する。
- 3 東海小学生バレーボール連盟が主催又は主管する競技会の大会役員として、理事長を派遣する。また、同競技会の大会役員として、理事長のほかに、役員及び委員の中から若干名派遣することができる。
- 4 日小連の評議員として、理事長を派遣する。
- 5 J V A又は日小連等が主催する会議及び講習会等に役員及び委員の中から若干名派遣する。

【 旅費等諸経費 】

第10条 規約第15条に規定されている「会議」及び第2条第1項に規定する「県小連が主催する大会」の運営並びに第9条第2項以下に規定する「役員等の上部団体への派遣」に関する経費の支払いは、次のとおりとする。

- 2 役員会、理事会及び委員会への出席者には、旅費を支給する。また、必要に応じて食事を支給することができる。
- 3 講習会の講師には旅費を支給する。また、必要に応じて日当及び食事を支給することができる。なお、講習会の講師とは、理事長が講師として委嘱した者をいう。
- 4 大会当日の協力者について
 - (1) 役員及び理事に旅費及び食事を支給する。ただし、大会当日、ベンチ・スタッフとして登録のある者は、食事のみとする。
 - (2) 委員長委嘱の委員及び臨時補助員に旅費及び食事を支給する。ただし、大会当日、ベンチ・スタッフとして登録のある者は、食事のみとする。
 - (3) 支部長委嘱の臨時補助員に食事を支給する。

*** 前記(1)(2)において、ベンチ・スタッフとして登録のない役員、理事及び委員長委嘱の委員は、大会当日は本部席に常駐し、大会運営に積極的に協力しなければならない。**

- 5 第9条第2項以下に規定する「役員等の上部団体への派遣」には、旅費を支給する。また、必要に応じて宿泊費及び駐車料金を支給することができる。ただし、宿泊費については、県内は支給対象外とする。
- 6 旅費は、最も経済的な公共交通機関による最寄駅間の実費を支給する。ただし、県内については、特急料金は支給対象外とする。また、自家用車による場合は、次のとおり旅費換算する。

*** 自家用車の旅費換算は、1 kmあたり20円以内とする。ただし、県内については、高速料金は支給対象外とする。**

なお、自家用車換算旅費の10円未満の端数処理及び走行距離の1 km未満の端数処理については、切り上げるものとする。

- 7 県小連に関する経費の支払い及びその額については、理事長に一任する。

【 理事の定数 】

第 1 1 条 規約第 1 2 条第 1 項に規定されている「各支部の理事の定数」は、次のとおりとする。

- (1) 支部長（指導普及委員会の委員を兼務する。） 1 名
- (2) 総務、競技、審判及び指導普及委員会の各委員会に所属する者 各 1 名以上

【 諸行事の中止等 】

第 1 2 条 「県小連が主催する行事」は、警報の発令、災害等の発生又は発生の可能性により開催が困難な場合は、延期又は中止することができる。また、その後の処置については、役員会において審議する。

2 前項にかかる参加料は、後日精算する。

3 「県小連が主管する行事」は、警報の発令、災害等の発生又は発生の可能性により開催が困難な場合は、主催団体と協議のうえ、役員会において審議する。

【 助成及び寄付行為等 】

第 1 3 条 C 級公認審判員の公認審判員章代として、該当者に代金の 2 分の 1 を助成する。

2 寄付行為は、役員会又は理事会において審議し、決定する。

3 県小連に関係する慶弔見舞は、理事長に一任する。

なお、返礼の儀は、不必要とする。

【 個人情報の取り扱い 】

第 1 4 条 県小連は、別に定める「個人情報保護方針」に基づき、個人情報の保護に努める。ただし、役員・理事及び第 5 条に規定する「登録」により県小連が知り得た個人情報のうち、次の表の○印については公開を原則とする。

開示事項	役員	理事	申し込み 責任者	ベンチ・ スタッフ	競技者
住 所	○	○	○	○	
氏 名	○	○	○	○	○
緊急連絡先	○	○	○	○	
メールアドレス	○	○	○		
指導者登録番号 及びその写し				○	
メンバー ID 番号				○	○
背 番 号					○
身 長					○
学 校 名					○
年齢及び学年					○
写真及び動画				○	○

2 公開を希望しない保護者は、公開を希望しない「開示事項」を支部長に申し出るものとする。

【 罰 則 】

第 15 条 第 1 条に規定する「県小連関係者の責務」不履行に対する処置は、役員会又は理事会において内容を十分把握するとともに、日小連等上部団体と協議しながら日小連が定める『倫理規程』及び『日本小学生バレーボール連盟加盟団体登録及び個人登録規程』に準じて、次のとおり厳罰をもって対処する。

なお、レベル 3 以上の適用については、三重県小学生バレーボール連盟倫理委員会において審議する。

レベル 1 ; 言葉による暴力、飲酒を伴う指導などのほか「県小連関係者の責務」不履行

処置・口頭による厳重注意。支部長は、県小連に発生事例を報告する。

レベル 2 ; レベル 1 の繰り返し（レベル 2 以上は、支部名及び発生事例を公開する。）

処置・文書による厳重注意及び該当者に反省文を提出させる。

レベル 3 ; 体罰・暴力行為、その他指導者及び選手として相応しくない行為

処置・3 か月以上の指導行為（直接指導及び間接指導をいう）及びベンチ入りを禁止する。

レベル 4 ; 著しい体罰・暴力行為などレベル 3 の繰り返し及びレベル 3 の処置に対する違反行為

処置・1 年以上の指導行為（直接指導及び間接指導をいう）及びベンチ入りを禁止するとともに指導者講習会「受講証明書」、役職等を剥奪する。また、大会・交流会時に発生した場合は、その大会等の開催を禁止し、支部役員の反省書を提出させる。

レベル 5 ; 刑事・行政責任に係わるような体罰・暴力事件などを起こした場合

処置・永久追放、チーム解散

（刑事・行政責任に係わるような体罰・暴力事件などを起こした指導者は、永久追放する。また、保護者も暴力について肯定しているような場合は、チームに解散命令を出し解散させる。）

- 2 「抽選会」の出席確認時にベンチ・スタッフが不在のチームは、棄権とし、直ちに組合せを変更することができる。ただし、この規定は、警報が発令されている地域又は災害等が発生している地域及び発生する可能性のある地域のチームには適用しない。ベンチ・スタッフは、抽選会開催時刻までに関係役員に連絡するとともに、抽選会に関する権限を競技委員長に一任する。また、当該チームの試合参加料は、抽選会当日、支部長が納入する。
- 3 「代表者会議」の出席確認時にベンチ・スタッフが不在のチームの監督は、本条第 1 項の罰則規定を準用する。また、チームが出場停止の場合、既に納められた当該チームの試合参加料は返還しない。ただし、この規定は、警報が発令されている地域又は災害等が発生している地域及び発生する可能性のある地域のチームには適用しない。ベンチ・スタッフは、代表者会議開催時刻までに関係役員に連絡するとともに、代表者会議に関する権限を競技委員長に一任する。
- 4 「開会式、表彰式及び閉会式」の規定に違反のチームの監督は、本条第 1 項の罰則規定を準用する。また、チームが出場停止の場合、既に納められた当該チームの試合参加料は、返還しない。ただし、この規定は、警報が発令されている地域又は災害等が発生している地域及び発生する可能性のある地域のチームには適用しない。ベンチ・スタッフは、開会式開催時刻までに関係役員に連絡するとともに、開会式、表彰式及び閉会行事に関する権限を総務委員長に一任する。

【 その他の委任 】

第 16 条 この規則で定めたもののほか、必要な事項は、理事長がこれを決定する。

2 理事長が専決処分した事項は、次回の理事会又は役員会において報告する。

【 規則の改正 】

第 17 条 この規則の改正は、理事会において審議し、決定する。

【 附 則 】

この規則は、平成 28 年 4 月 24 日から施行する。

表—1 チームの概念

保 護 者 応 援 者		
	チーム・スタッフ	ベンチ・スタッフ
	選 手	選 手

表—2 チームの服装の例

	監 督	コ ー チ	マ ネ ー ジ ャ ー	プ レ ー ヤ ー
①	ジャケット	ジャケット	ジャケット	統一されたトレーニングウェア
	統一されたトレーニングウェア			
②	ジャケット	統一されたウェア		統一されたトレーニングウェア
③	統一されたウェア			統一されたトレーニングウェア